厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所等向け

マイナ保険証利用促進における協力金について

令和7年4月

厚生労働省保険局　医療介護連携政策課保険データ企画室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本動画の内容

1. 協力金の概要
2. 協力金の支給要件
   - 2-1. 運用開始日の入力について
   - 2-2. マイナ保険証の利用促進における取組内容について
3. 協力金に関するよくある質問

（参考）

- オンライン資格確認の導入方法
- 導入の義務化の対象外となる「やむを得ない事由（場合）」について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1．協力金の概要

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1.協力金の概要

目的

施術所等の受付等において、積極的にマイナ保険証の利用勧奨等に取り組んでいただくことにより、マイナ保険証の利用促進を図る。
また、利用促進のためのインセンティブとなるように、施術所等におけるマイナ保険証利用への働き掛けに対して、協力金をもって取組の後押しを行う。

概要

○ オンライン資格確認（資格確認限定型）を導入し、運用開始日を入力した施術所等を対象に、マイナ保険証利用促進の積極的な取組を実施いただくことを前提に、
1施設あたり**5万円の協力金を支給**する事業を行う。

○ 取組内容は、「患者等へのお声掛け」と「利用促進に係るチラシの配付またはポスター掲示」。

○ 取組の実施報告に関して、短時間で対応いただける内容で、「施術所等向け総合ポータルサイト」から行っていただく予定。施術所等の振込先口座等の登録も、「施術所等向け総合ポータルサイト」から行っていただく予定。
協力金の支給は、報告フォームへの報告をもとに、令和7年秋頃を予定。

対象期間

2025（令和7）年5月～7月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2. 協力金の支給要件

2-1. 運用開始日の入力について

2-2. マイナ保険証の利用促進における取組内容について

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2-1. 運用開始日の入力について

オンライン資格確認の導入が完了し、マイナ保険証での受付体制が整いましたら、以下の手順で運用開始日の入力をお願いします。

※ 運用開始日の入力は、協力金の支給要件の1つとなっておりますので、まだの場合は以下を参考にご入力ください。

「運用開始日」の入力方法

①右の二次元コードより運用開始日入力フォームにアクセス

②「施術所等向け総合ポータルサイト」のユーザー登録時のメールアドレス、パスワードを入力しログイン

③「運用開始日入力欄」に入力し、送信

※アクセスした際に、運用開始日入力欄に日付が記載されていれば、完了済みです。

入力フォームは
こちら

2-2. マイナ保険証の利用促進における取組内容について

協力金の取組対象期間である2025（令和7）年5月～7月において、以下の①と②両方の取組をお願いします。

①患者等へのお声掛け

以下の「マイナ保険証利用促進のためのお声掛け」を参考に患者等へマイナ保険証の利用促進をお願いします。

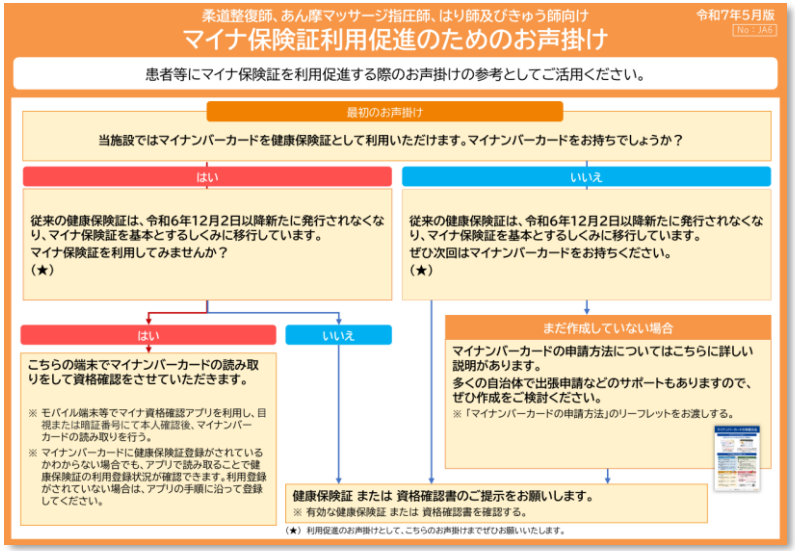

ダウンロードは
こちら

②患者等へのチラシ配付またはポスター掲示

以下のチラシ・ポスターなど、マイナ保険証の利用促進に係る内容のチラシの配付またはポスター掲示をお願いします。
※マイナ保険証の利用促進に係る内容であれば、どのチラシ・ポスターでも構いません。

ダウンロードは
こちら

ダウンロードは
こちら

取組の実施報告に関しては、短時間で対応いただける内容で、「施術所等向け総合ポータルサイト」から行っていただく予定です。
今後、報告フォームを開設し、メール等でお知らせする予定です。

2-2．マイナ保険証の利用促進における取組内容について

以下の資料も準備していますので、併せてご活用ください。
なお、これらの資料は5月下旬頃を目処に郵送する予定です。

マイナンバーカードの申請方法

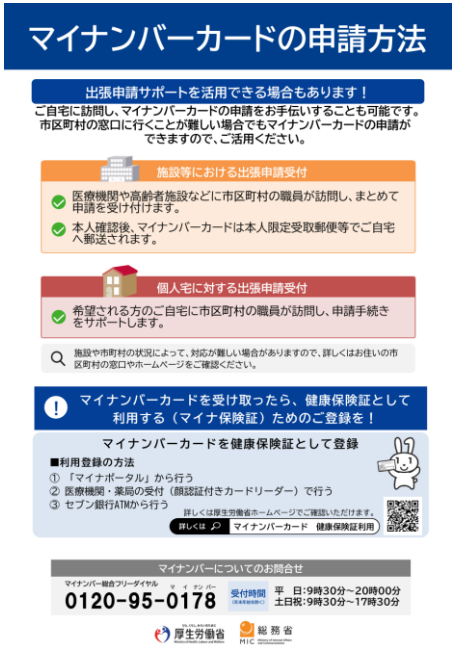

ダウンロードは
こちら

よくある質問

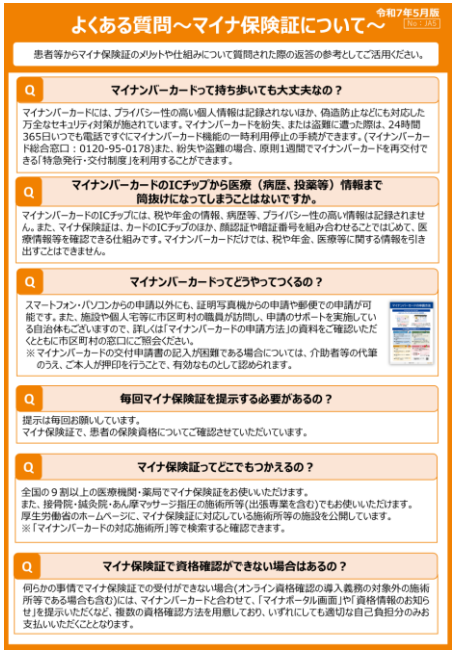

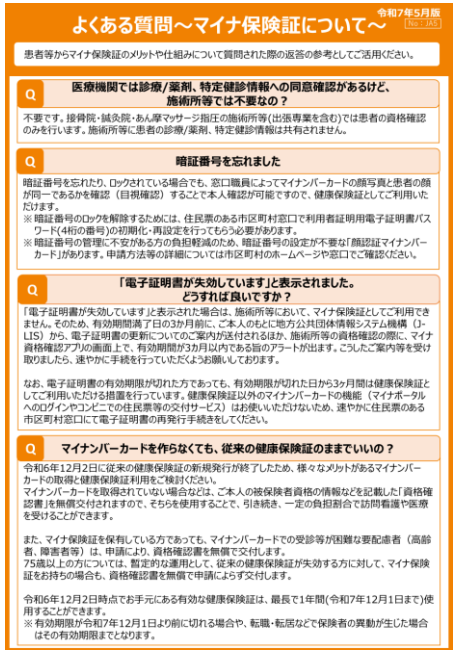

ダウンロードは
こちら

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

3. 協力金に関するよくある質問

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

よくある質問

Q1. マイナ保険証の患者が0名だった場合はどうなるの？

A. オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、マイナ保険証の利用促進のための取組（お声掛けとチラシの配付またはポスター掲示）を行っていただければ、結果としてマイナ保険証を利用する患者が0名だった場合でも、協力金の支給要件を満たします。

よくある質問

Q2. オンライン資格確認の導入の義務化の対象外の施術所等も協力金はもらえるの？

A. 義務化の対象外であっても、オンライン資格確認を導入し、運用開始日を入力のうえ、マイナ保険証の利用促進のための取組（お声掛けとチラシの配付またはポスター掲示）を行っていただければ、協力金の対象となります。

Q3. 運用開始が7月からになる場合でも、協力金の支給対象となるの？

A. 取組内容の対象期間中に運用を開始し、取組の報告を行えば支給の対象となります。

（参考）オンライン資格確認の導入方法

受領委任の協定又は契約を締結している柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所等においては、令和6年12月2日よりオンライン資格確認（資格確認限定型）の導入が原則義務化となっております。導入が完了していない場合は、やむを得ない事由等に該当する場合を除き、以下の手順を参考に導入をお願いします。

また、導入が完了していない施術所等においても、対象期間中に導入し、運用開始日を入力のうえ、マイナ保険証の利用促進のための取組を行っていただくことで協力金の支給対象となります。

オンライン資格確認（資格確認限定型）導入手順

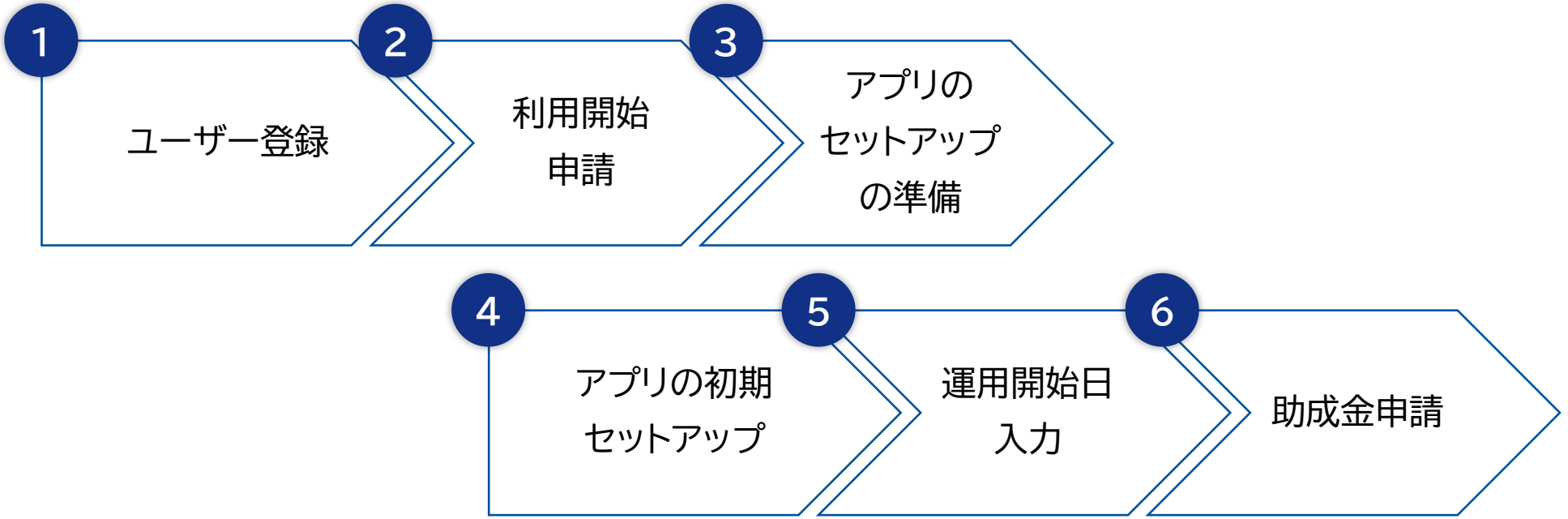

各手順の詳細は次ページ以降をご覧ください。

（参考）オンライン資格確認の導入方法

1 「施術所等向け総合ポータルサイト」でのユーザー登録

- オンライン資格確認（資格確認限定型）の各種申請には、「施術所等向け総合ポータルサイト」でのユーザー（アカウント）登録が必要になります。
- 「施術所等向け総合ポータルサイト」を検索し、「新規ユーザー登録はこちら」から新規ユーザー登録をしていただきますようお願いいたします。

ユーザー登録は
こちら

2 「施術所等向け総合ポータルサイト」での利用開始申請

- 「施術所等向け総合ポータルサイト」の「ログインはこちら」からログインをして、「各種申請」をクリックのうえ「利用開始申請」から申請を行ってください。
- 利用開始申請の手続が完了すると（※）、ユーザー登録時に登録したメールアドレス宛に、利用開始申請受付完了のメールが送付されます。

※マイナ資格確認アプリに係る利用開始申請からメールが届くまでに、最長1週間程度お時間をいただいております。あらかじめご了承ください。

（参考）オンライン資格確認の導入方法

3 アプリのセットアップに必要な情報をダウンロード

- 利用開始申請受付完了メールを受信後、実際にモバイル端末等でマイナ資格確認アプリを使用できるように設定するには、端末ごとに「マイナ資格確認アプリユーザ設定情報」が必要です。
「施術所等向け総合ポータルサイト」にログインし、以下の手順でダウンロードしてください。

①ポータルサイトトップの「**各種申請**」をクリック

②一覧から「**資格確認アカウント管理**」をクリック

③利用申請した台数分のアカウントから、1つクリック

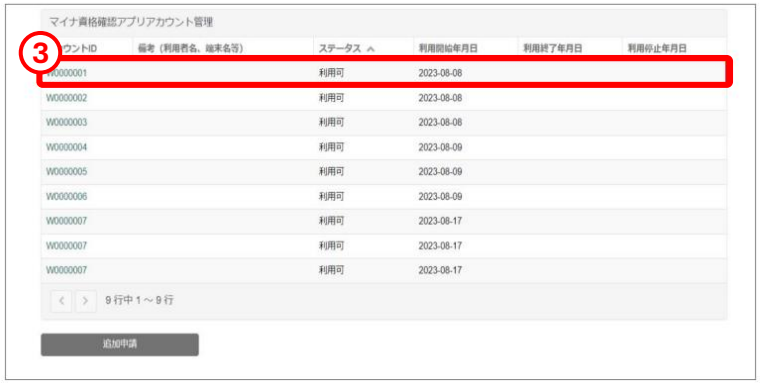

④「**添付ファイル**」(.pdf)をクリックして、ダウンロード

（参考）オンライン資格確認の導入方法

4 モバイル端末等でマイナ資格確認アプリの初期セットアップ

- オンライン資格確認を行うためのパソコンやタブレット・スマートフォンを用意してください。
- 以下の手順で「マイナ資格確認アプリ」の初期セットアップを行います。

①App StoreやGoogle Play、Microsoft Storeより「マイナ資格確認アプリ」をダウンロード

②利用規約を確認・同意

③機関コード、ID、パスワード、アクティベーションコードを入力し、《登録する》をクリック

④ログイン時のパスコードを入力（任意で設定可）

iOS

Android

Windows

手順❸でダウンロードした「マイナ資格確認アプリユーザ設定情報」の内容を入力

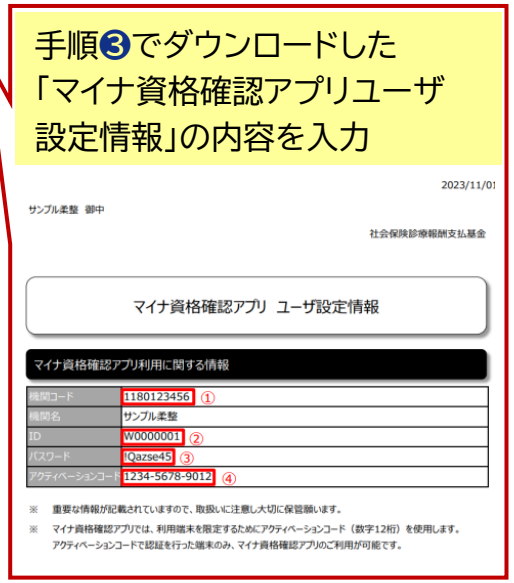

※利用申請した台数分、手順❸❹のセットアップをしてください。

（参考）オンライン資格確認の導入方法

5 「施術所等向け総合ポータルサイト」での運用開始日入力

- 初期セットアップが完了し、マイナ保険証での受付体制が整いましたら、運用開始日の入力をお願いします。

①右の二次元コードより運用開始日入力フォームにアクセスしてください。

②「施術所等向け総合ポータルサイト」でのユーザー登録時のメールアドレス、パスワードを入力しログインしてください。

③「運用開始日入力欄」に入力し、送信していただくことで、運用開始日入力は完了となります。

入力フォームは
こちら

※アクセスした際に、「運用開始日入力欄」に日付が記載されていれば、完了済みです。

※運用開始日の入力は、協力金の支給要件の1つとなっておりますので、まだの場合はこの手順を参考にご入力ください。

6 「施術所等向け総合ポータルサイト」での助成金申請（モバイル端末等の購入等に対する費用補助（最大4.1万円））

- オンライン資格確認実施のためのモバイル端末等の購入等に対して、最大4.1万円の費用補助を行います。（事業費に対し実費補助）
- 助成金の申請は、「施術所等向け総合ポータルサイト」において受け付けています。

（参考）導入の義務化の対象外となる「やむを得ない事由（場合）」について

柔道整復師・はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任については、令和6年12月2日より、オンライン資格確認の導入が原則義務化となっていますが、以下の1から3までに記載した「やむを得ない事由（場合）」に該当する施術所等については、義務化の対象外となります。

やむを得ない事由（場合）

1-1.【柔道整復師の施術所】
施術者が皆、高齢(注)により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合

1-2.【あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所】
施術者が皆、高齢(注)又は視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難な方である場合
（注） 令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。
「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。

2. 廃止・休止に関する計画を定めている施術所である場合
⇒ 令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている施術所である場合
（具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合は該当しない）

3. 受領委任を行うことを中止する施術所である場合
⇒ 令和7年12月2日までの受領委任を行うことの中止を決めている施術所である場合
（具体的な中止時期が定まっていない場合は該当しない）

※ 「施術所等向け総合ポータルサイト」より併設申告を行い、主たる施術所等としてオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所等のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなします。

（参考）導入の義務化の対象外となる「やむを得ない事由（場合）」について

やむを得ない事由等に該当する施術所等においては、以下のいずれかの方法によりその旨ご連絡ください。

やむを得ない事由等の連絡方法

①「施術所等向け総合ポータルサイト」のアンケートに回答

以下の二次元コードまたはURLより「施術所等向け総合ポータルサイト」にアクセスいただき、アンケートにご回答ください。

＜URL＞
https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=take survey&type id=d30ff2ac9343da10cc16327a7bba1092

②アンケート用紙を記入し、メールまたは郵送

令和7年1月24日に郵送したアンケート用紙に記入のうえ、以下の＜郵送先＞または＜メールアドレス＞に返信してください。

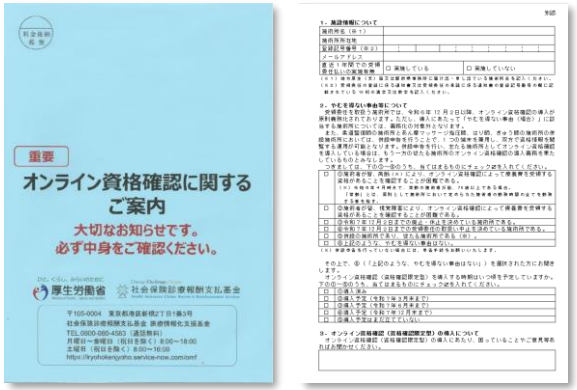

令和7年1月24日郵送物

＜郵送先＞厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室
〒100-8916　東京都千代田区霞が関1－2－2

＜メールアドレス＞ suisin@mhlw.go.jp

※ アンケート用紙がお手元にない場合は、施術所名、施術所所在地、登録記号番号、メールアドレス、「やむを得ない事由（場合）」の1から3のいずれに該当するかを郵送又はメールで返信してください。

ポータルサイトのご案内

施術所等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認に関する最新情報を発信しています。
定期的に本ポータルサイトへアクセスいただきますよう、よろしくお願いいたします。

施術所等向け総合ポータルサイト

https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf

アクセスはこちらからも可能です

お問い合わせ先のご案内

オンライン資格確認等コールセンター

電話

- **営業時間:** 平日8:00～18:00　土曜日8:00～16:00
（いずれも祝日を除く）
- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）
※お問い合わせの際には、はじめに登録記号番号、施設名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

お問い合わせフォーム

- **操作手順**
返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。

アクセスは[こちら]

ご清聴ありがとうございました。